

別表 3

安全対策担当者

1. 運営規程第9条第4項に規定する安全対策担当者は下記の通りとする。

安全対策担当者 : 事務長 鱸 博己

2. 安全対策担当者の役割

①事故発生防止のための指針の整備

②事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備

③事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施

これらを適切に実施していく。

令和6年7月1日